

## 障害者活躍推進計画の実施状況について

### (1) 基本的事項

- ①評価年度 令和4年度
- ②機関名 西宮市議会事務局
- ③任命権者 西宮市議会議長

### (2) 推進体制の整備

- ①障害者雇用の推進に関する実務責任者として、「障害者雇用推進者」に議会事務局次長を選任しています。
- ②今後、「障害者職業生活相談員」の選任義務が生じた場合は、速やかに選任します。

### (3) 障害者雇用率の達成状況

議会事務局は、職員総数が障害者の法定雇用義務が生じる人数（40人）に満たない小規模な機関であり、職員の雇用は市長事務局で実施しているため、現在、議会事務局が直接障害のある人を雇用する機会はありません。

参考に西宮市における達成状況を記載しています。

[令和4年6月1日時点の雇用率]

| 任命権者    | 法定雇用率 | 実雇用率  |
|---------|-------|-------|
| 市長部局（※） | 2.6%  | 2.71% |
| 教育委員会   | 2.5%  | 2.82% |
| 上下水道局   | 2.6%  | 2.64% |

※市立中央病院は、市長部局との特例認定を受けているため、市長部局に含む。

### (4) 障害者雇用の推進に関する理解の促進

障害のある職員の受入れ等の検討については、評価年度に該当がなく、実施する機会はありませんでしたが、今後障害のある職員が配属された場合に備え、障害者雇用に関する職員の理解の促進を図ります。

### (5) 障害のある職員の配属、職場環境の整備

障害のある職員が配属された場合には、担当職員が当該職員と面談を実施し、職場において支障となる事情の有無等を確認し、過重な負担とならない職務の選定及び創出について検討します。障害の特性上必要な機器や設備は出来る限り設置し、職場環境の整備を図ります。

また、配属後も必要に応じて職業生活相談員や健康管理室・産業医との面談を実施し、心身の状態の把握に努めます。